

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄との規模・系列を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- グリーン化の取組み

エコアクション21に取組み、環境と経済の好循環を実現するため脱炭素を目指して省エネ・廃棄物の削減に努めます。

- 健康経営に関する取組み

毎年、全従業員に健康診断を受診させるとともに、日常から積極的に運動を行うよう促します。

2. 「振興基準」の遵守

元請事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には元請・下請間で対等な立場で協議を行い、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。対価決定を含め契約に当たっては、元請業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払い条件

下請代金は現金（振込）での支払いを今後も継続します。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短期納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担

を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意掲載）

下請業者に対し不利益になるような取引きを慎み、元請・下請間で対等な協議を行い適切な価格決定・契約締結に努め、互いに情報交換や技術協力等を行い良好なパートナーシップの構築に努めます。

2024年 3月 8日

姫川建設株式会社

代表取締役 西沢 信男